

令和 8 年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和8年8月20日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和8年8月20日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第60号議案

都立中央図書館整備に係る基本方針について

第61号議案

令和9年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

第62号議案

「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」改訂（案）について

第63号議案

令和8年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和7年度分）について

第64号議案から第66号議案まで

東京都公立学校教職員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

（1）「いじめ防止対策推進法」第28条に基づく報告について

教 育 長

坂 本 雅 彦

委 員

秋 山 千 枝 子

委 員

北 村 友 人

委 員

宮 原 京 子

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子（オンライン）

事務局（説明員）

教育長（再掲）

坂 本 雅 彦

次長

末 村 智 子

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

山 本 謙 治

企画部長

相 川 隆 史

地域教育支援部長

田 近 隆

指導部長

山 田 道 人

人事部長

臼 井 宏 一

指導推進担当部長

伊 東 直 晃

（書 記） 企画部教育政策課長

山 岸 武 尊

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和８年第13回定例会を開会します。

本日、萩原委員はオンラインで御出席されます。

本日は、読売新聞社ほか５社からの取材と、３名の傍聴の申込みがありました。

また、読売新聞社ほか５社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人についてですが、宮原委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 ７月９日の令和８年第11回定例会議事録については、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ承認いただきたいと思います。よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では、７月９日の令和８年第11回定例会議事録については承認いただきました。

また、７月30日の令和８年第12回定例会議事録を配付していますので、御覧いただ

き、次回の定例会にて承認いただきたいと思います。

次に非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第63号議案から第66号議案まで並びに報告事項（１）につきましては、公表前及び人事に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。———〈異議なし〉———では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第60号議案

都立中央図書館整備に係る基本方針について

【教育長】 それでは、第60号議案「都立中央図書館整備に係る基本方針について」の説明を、地域教育支援部長からお願いします。

【地域教育支援部長】 今日は、基本方針についてパブリックコメントを実施しましたので、そこを中心に報告します。

資料はPDFの27ページまで飛びます。御覧の表示されているものです。

6月の1か月間、意見募集を行いまして、合計76件56名の方から意見を頂きました。内訳につきましては、下段に年齢や属性、項目ごとの件数と表示されていますので、このとおりです。

次のページです。

中央図書館の概要につきましてはの御意見としては、まず、まちづくりと一体的に、速やかに整備すべきだという御意見がある一方で、現在地での改築を求める声もありました。これに対しての都教委としての考え方については、この表の右側に示してありますとおり、移転する意義や目的を丁寧に書いて御回答したいと考えています。

次のページです。

この左側の項番2-4、また3-1にありますけれども、新しい図書館がインバウンド、世界中からいろいろな方が観光客でいらっしゃって、それは観光客の休息の場になり、都民サービスの低下につながるのではないかという懸念もありました。これに

関しましては、きちんと観光客を含め様々な人が多目的に利用できるオープンスペースをきちんと設ける、また一人で本を読んで集中して調査研究できるスペースと、しっかり分けてゾーニングをしていく考え方で進めることを回答したいと考えています。

続きまして、5 ページです。

4-1 ですけども、様々な本と出合うため、A I によるサービスを求める意見が出ました。

また、全般的にデジタル技術を活用すべきという御意見もありました。これに関しては、本文の中に A I の活用について盛り込むとともに、今後、図書館の整備に向けて、A I の日進月歩で進化する技術にこれをアップデートする形で検討を進めていきたいと考えています。

次のページです。

下段の 4-10、4-11 ですけども、海外の方が多いいこともあり、海外の資料による世界の言語・文化に触れることが必要だということで、多言語対応を求める声が多くありましたので、これも基本方針に追記しています。

8 ページです。

次の 4-24 ですけども、静かに集中できる席を設ける声、また障害のある方に配慮したインクルーシブな空間づくりを求める声もありましたので、これも当然のこととして、インクルーシブな空間ということで、明記をしています。

その次に、仮にガラス張りの外観になった場合ですけども、御意見として、直射日光などが資料の劣化につながるのではないかという御心配の声もありましたので、資料を大切にする、自然光や温度、湿度に配慮した保存をきちんと行っていくことも追記しています。

11 ページ、最後です。

全体に係る事項への質問で、新たな図書館を創造図書館と言っていますけれども、それを発表する場のイメージが湧かないという意見がありました。それについては、利用者が創作した作品を展示することができるオープンスペースをきちんと設けると追記し、また、大学などの教育機関の研究成果を発表できる場も設けることを追記しています。

以上のように、パブリックコメントを基本方針に反映したものを、本日議案を決定いただきましたら公表していきたいと考えています。この基本方針を基に、今後は神宮前五丁目地区のまちづくりと連携しながら、新たな中央図書館の具体的な内容の検討を進めてまいりたいと思っています。

よろしく御審議のほどお願いします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。大変期待している取組だと思っていますし、この基本方針に従って着々と準備されることを本当に期待しています。出てきた意見も、私もそのとおりだというコメントになるのですが、多目的な用途は非常にやはり重要なポイントかと思います。インバウンドでいらっしゃっている方にも東京のすてきな場所を見ていただきたいと思う一方で、都民の皆様がしっかりここで自分のお仕事や自分の生涯にわたる学習の場として利用していただくことや、障害をお持ちの方など、様々な目的に沿って活用されていくデザインは非常に重要かと思います。

私も今回、たまたま夏に四国の梶原の雲の上の図書館へ行かしまして、私もだから観光客の一人として行ってしまったので、非常に図書館で町の方には迷惑をかけたなと思います。ですが、やはり観光されている方、私などと、しっかり生涯の勉強をされている市内の方の動線が区切られていないと、やはり私も見学をさせてもらいながら、非常に「ああ」という感じはしたので、このような都民の御意見もすごくよく分かりますし、窓が多くなって図書が色あせる問題についても、長野県の某図書館のことを指しているのかもしれませんが、私も見たことがあり、確かに非常に図書が色あせている様子が確認できました。配慮をすべきことが出尽くしていると思いますので、一つ一つの御意見を参考にしながら進めていただければと思います。

最後に一つだけ、学校教育との連動ということで、少しだけコメントさせていただきますと、多くの中学生・小学生はパソコンを家に持って帰って、いろいろ使える状況にあることが多いと思います。その際に、Y o u T u b eを見ていたり、そのようなことがあるわけなのですが、この中央図書館の役割かどうか、地域の図書館の役割

かもしれませんが、電子図書などを借りられて、しっかりおうちでも勉強できる体制になればと思います。そういったものが一例ですが、学校教育との連動も考慮していただければと思います。

私からは以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。今、高橋委員がおっしゃったことはそのとおりだと思いながら伺っていました。中央図書館の話というよりは、今の有栖川宮記念公園の中のあの場所を、港区の所有ということで、原状回復してお返しすることになると思うのですけれども、港区はその後どのようにされると聞かれているのですか。

【地域教育支援部長】 原状回復してお返しすることについては決まっていますが、その後の活用については、今、港区さんが検討をまだこれから進める状況です。

【北村委員】 もちろんそれは港区さんが基本的にはお考えになることかとは思いますが、都としても何か一緒にできることがあれば考えていただいてもいいのかと思ったものです。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御意見を様々頂いて、もう少しブラッシュアップできる方針になり、それぞれのコメントを大変貴重な御意見だと思って読ませていただきました。

一方で、いろいろな方のニーズに対応することになっていきますので、少々てんこ盛りなスペックになりつつあると思うので、やはりこの図書館を作っていくに当たっては、何を一番大事にするかをぶらさずに、その軸をしっかり持って設計を進めていただきたいと拝見をされていて思いました。いろいろな方がいろいろな形で使われるようにするのは非常に重要なことでもあるとは思いますが、いろいろとやって、よく分からない図書館になるのは大変残念なので、その辺りのバランスをどのように取るのかは難しいと思って伺っていました。まずはコアで、これが都が作る中央図書館ですというコンセプトをしっかりと持った上で、様々な機能を追加して設計してい

ただければと思います。ゾーニングに関しても、少し柔軟に考えていただきたいですし、場所だけではなくて時間でどうゾーニングするのかや、開館時間でどのようにうまくオープンスペースとして開館するスペースと、クローズのところの開館の時間をどのように変えることでゾーニングをうまくするのかなど、もう少し柔軟に考えれば、同じことでも、わざわざ場所を分けなくてもできることがあるのではないかと思いますので、その辺りも含めて是非コアをぶらさずをお願いしたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。私も高橋委員と宮原委員と同じ意見です。パブリックコメントにあったように、ゾーニングを行ったり、用途に合わせたりする考えはとてもいいと思います。誰もが心地よい図書館ということですが、心地よさは人によって違うと思います。静かに本を読みたい人、親子で会話をしたい人、子供の声が聞こえることもあると思います。でも、誰かの心地よさのために誰かを排除することはないようにしていただきたいと思います。それぞれが心地のよい場所になるといいと思います。よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見はありませんので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

第61号議案

令和9年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第61号議案「令和9年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について」の説明を、指導部長からお願いします。

【指導部長】 それでは、第61号議案について説明をします。

1にありますように、教科書の内容やこれまでの都教育委員会で作成しました教科書調査研究資料、各都立高校等による選定状況などを総合的に判断し、令和9年度に各都立高校等で使用することが適当な教科書について、学校ごとに採択を行っていくものです。

2にありますように、各都立高等学校等による選定状況の概要を一覧にしています。

まず、(1) 現行の学習指導要領に基づく教科書について、選定した種類数の合計は、文部科学省検定済教科書で888種類、文部科学省著作教科書で31種類、合計919種類です。

2ページを御覧ください。

(2) の旧学習指導要領に基づく教科書についてです。選定した種類数の合計は、文部科学省検定済教科書が1種類です。

これらは、昨年度までに採択した教科書のうち、目録には登載されていないものについて、令和9年度も継続して使用する必要がある教科書となっています。

3ページを御覧ください。

学校における教科書の選定の流れについて、参考としてまとめたものです。1から3にありますように、各学校において校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、教科書の調査研究を行い、各学校における生徒の実態等を踏まえまして、最も適切なものとして選定した教科書について、5にありますように、指導部におきまして、教育課程との照合などの確認をし、必要に応じて指導を行いました。

学校ごとで選定された教科書につきましては、別紙にまとめています。

学校別・課程別の目次です。各学校の選定結果を各ページに示してあります。1ページずつお伝えすると時間がないので、都立一橋高等学校の定時制を例として御覧いただきます。このように、各校・各課程の課程別の選定一覧を、この後のページ以降に付けてありますので、御確認いただければと思います。これらを、この度採択を行っていただく教科書の案としてお示しをさせていただきました。

次に、右上に参考としてある資料を御覧ください。

都立高校と都立中等教育学校（後期課程）で選定された教科書の教科別の選定状況について図表にまとめたものです。

参考資料の2ページ目です。

国語などの共通教科ごとに、その教科・種目の教科書を選定した学校数（課程数）

と教科書種類数を示し、その右側に最も選定の多かった教科書を記載してあります。
このほか、教科・種目別に発行者・教科書ごとの選定状況をまとめた資料を、この後のページに付けていますので、御覧いただければと思います。

説明は以上です。それでは御審議のほどよろしくお願いします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

御質問・御意見はありませんようですので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。———〈異議なし〉———では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

第62号議案

「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」改訂（案）について

【教育長】 それでは、引き続いて第62号議案「「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」改訂（案）について」の説明を、指導推進担当部長からお願いします。

【指導推進担当部長】 私からは、第62号議案、「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」改訂（案）について説明します。

都は本年3月、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実と、学校における働き方改革を推進するため、本推進計画を作成しています。今年度は東京モデルの成果を検証するため、中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議を開催し、成果指標について協議を重ねてまいりました。本議案は、その協議を踏まえまして、本推進計画に成果指標を位置付けるため改訂を行うものです。

推進計画改訂版本文の24ページの9 成果指標を御覧いただければと思います。

まず、成果指標の基本的な考え方についてですが、成果指標につきましては、代表的な指標であるKPIを設定するとともに、その背景や要因を把握する補完設問を組み合わせることで、取組の成果を総合的・分析的に評価するものです。

なお、目標値につきましては、令和8年度から令和10年度までの改革実行期間前期の目標として設定をしています。前期は、東京モデルの着手・試行段階と位置付けていまして、区

市町村の実情に応じて取組を進めていくことから、令和10年度の中間評価に向けた段階的な成果指標として設定をしています。

まず初めに、生徒の成果指標についてです。観点①活動への満足度についてですが、K P Iは活動への満足度について、肯定的に回答した割合として、令和8年度を92%、中間評価となる令和10年度を95%としています。この値は、令和7年度アンケート結果の91.1%を踏まえ、更なる向上を目指す水準として設定をしたものです。

次に、観点の②活動の選択肢についてですが、K P Iは参加したいスポーツ・文化芸術活動が学校や地域にあると回答した割合とし、令和8年度を70%、令和10年度を80%としています。この値は、令和7年度の67.6%を基に、活動機会の充実を見据えて設定したものです。また、生徒については、補完設問によりまして、楽しさ、継続意欲、教育的意義や活動の選択理由などを把握し、その背景や要因を分析してまいります。

続きまして、教員の成果指標についてです。25ページを御覧いただければと思います。

観点の③は、部活動への従事時間の変化について把握するもので、K P Iは令和7年度と比べまして、従事時間が減ったと思う、やや減ったと思うと回答した割合とし、令和8年度を60%、令和10年度を75%としています。目標値は、令和7年度アンケートにおきまして、部活動の指導や運営に週5時間以上従事している教員が57.3%であったことを参考に、改革による負担軽減効果が実感できる水準として設定をしています。

続いて、観点の④は、部活動の指導や運営に対する負担感の変化を把握するもので、K P Iは令和7年度と比べて、負担感が減ったと思う、やや減ったと思うと回答した割合とし、令和8年度を30%、令和10年度を50%としています。目標値は、令和6年度アンケートにおいて、負担を感じていない、あまり感じていないと回答した割合が24.1%であったことを踏まえ、区市町村の取組状況も踏まえた水準として設定をしています。

観点の⑤は、教員の部活動や地域クラブ活動への指導・運営に対する満足度を把握するもので、K P Iは指導・運営の満足度について肯定的に回答した割合とし、令和8年度を45%、令和10年度を65%としています。目標値は、部活動や地域クラブ活動の指導・運営に携わりたいかというアンケート結果を参考に設定しています。今後、希望する教員が無理のない形で参画できる環境や、希望しない教員が携わらなくてもよい環境の整備により、更なる向上を見込んでいます。

また、教員につきましても、補完設問により、従事時間の内訳や負担の内容、東京モデルの導入状況、やりがいや参画意識などを把握し、各指標の背景や要因を分析してまいります。

説明は以上です。御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明どうもありがとうございます。東京モデルということで、この部活動の改革を着実に進めていることを理解できましたし、まだまだ目標には遠く及ばないので、更なる努力が必要なのかと感じています。例えば、先日ある区の点検・評価に関わって、いろいろと区の教育委員会の方などとお話をしていた時に、やはり種目によっては、地域移行がしやすい種目と、非常にしづらい種目があったり、あと地域によっては、合同部活動といっても、やはり学校間の距離が非常にあるために、現実的にはなかなか難しかったりします。もちろん、この中でも全て同じように同一にできるわけではないことは当然ですし、できるところから行っていくのも現実的な対応だとは思いますが、かなりまだまだ現場では、指導員の方を見付けるにしても、地域の中で非常に難しさを抱えたりしている状況を最近いろいろなところで幾つか聞く機会があったものですので、やはり総体としては進んでいるようには感じるのですが、まだまだ現場で困っていることが感じられますので、是非、丁寧にそれぞれの地域の実情に応じて、今後もサポートを続けていっていただきたいので、要望としてコメントさせていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 ありがとうございました。アンケートを継続することによって、現場の声をしっかりと受け止めながら、本当によい環境づくりにつなげようとしているのだなど、大変心強く感じています。私は子供たちの選択肢が増えることで、出会いが増えることにも期待をしています。北村委員もおっしゃったように、地域によって状況も異なり、環境を整えていくことは簡単ではないですが、一人一人の小さなやってみたい気持ちを、実際に参加できる環境につなげていただけたらと思っています。この改革をきっかけに、これまで部活動、スポーツ・文化活動にあまり関心を持てなかった子供たちも、今回の改革をきっかけに新たな、やってみたいが生まれたのかどうか、そうした子供たちの気持ちの変化も今後このアン

ケートで捉えていただけると、この改革の成果がよりよく見えてくるのではないかと思います。先生方にも時間や心のゆとりが生まれてくると思いますので、子供も先生も含めて、双方のウェルビーイングにつながる改革にしていけたらと思っています。

以上です。

【教育長】 ありがとうございました。

では、秋山委員をお願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。この成果指標として、生徒については、活動への満足度や選択肢、それから教員については従事時間、負担感、指導運営の満足度まで評価されるということで、大変重要だと思っています。一方で、指導に関わりたい教員が約5割、そして休日に関わりたくない教員が約7割という結果が、この資料の中にありますが、関わるか関わらないかではなくて、自分に合った関わり方が選択できているかも重要ではないかと思います。もちろん、この成果指標の満足度に含まれているかもしれませんが、生徒についても教員についても、自分の希望に応じた活動や関わり方が選択できているかという自己決定の視点も必要ではないかと考えています。

選択肢が用意されていることと、実際に自分で選べていることとは違うのではないかと思いますので、こうした自己決定が尊重されているかどうかを、今後もし機会があればアンケートで調査していただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。まず、しっかりと進んでおり、先生方、学校の関係者の皆様とも協力して行っていると感じました。特に、この成果指標をしっかりと作っておくことは、これから進めていく活動がどのように先生や生徒さんたちに思われているかも含めて、何となく上がったよではなくて、目標があることが大変重要だと思います。一つ一つ拝見しますと、特に幾つかの指標についてはなかなか挑戦的な成果指標をされているので、これに向かってしっかりと取り組んでいただければいいと思います。

1点、秋山委員のお話にもつながるのですけれども、先ほど北村委員からも、部活動のものによっては地域移行が難しかったり、選択肢として残せなかったりが、東京都においても起こり得ると思います。まずはもう少し大きなくくりで、運動部と文化芸術関係でどのぐら

い満足度が違うのか、メジャーな部活動の内容とそれ以外でどう違うのかを、将来的には少し分解できるデータの取り方をしていただけると、まず一步は全体的にどうですかですけれども、取りこぼしがあるところはどこですかとその後に見付けていけるのではないかと思いますので、是非そのような観点でも成果指標をしっかりと見ていただければと思いました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 今、宮原委員から、先ほどの私のコメントに対して頂いたので、少し具体的に、これは指導推進担当では御承知のことだと思うのですが、どのような難しさがあるかとの間伺った時に、例えば合同部活動を2校や3校で行う時に、サッカー部などだと一緒に行うのが比較的簡単にできるのですけれども、バドミントンなどだと、それぞれに20人ずつなどいて、みんな集まると60人70人になるので、一人ずつがプレーする競技で合同部活動を行おうとしても、体育館の広さも足りないですし、なかなか現実的ではないという話があって、そのようなところにすごく、現場に下りていくと、一つ一つ具体的に課題があって、それをどのように丁寧に見ていくかはなかなか難しいです。

あともう一つだけ申し上げると、例えばサッカーなどは、比較的地域クラブに元々歴史があったりして、指導者たちも子供たちの接し方に比較的慣れていて、教育的な配慮にも慣れているのですが、種目によっては、あまりそのような地域で子供向けのクラブがなかった種目ですと、学校に入って教育的な配慮をしてほしいと学校から頼まれても、自分はいくまでスポーツの専門家であって、教育的配慮が分からないという指導者が結構いらして、戸惑われたりする話もあります。そのように、いろいろ恐らくたくさん把握されていると思うのですが、聞けば聞くほど難しいと非常に分かるのですけれども、やはりその辺りを、現場のニーズをしっかりとすくい上げて、丁寧な対応を考えていくことが必要かと思いました。

すみません。コメントを追加させていただきました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見はありませんので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。―――〈異議なし〉―――では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月3日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に今後の日程について、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、9月3日木曜日午前10時から教育委員会室にて開催したいと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については9月3日木曜日午前10時から開催したいと思います。—— 〈異議なし〉 ——

では、次回の定例会は今申し上げたとおり行います。

それでは、これから後は非公開の審議に入ります。

(午前10時39分)